

九州電力にNOを!!

やってみませんか？電気料金の不払い

電力会社の横暴、とりわけ、九州電力の暴走の最大の理由は、独占企業体であるという一点にあります。

独占企業であるがゆえに、電力事業は公益企業なのであり、それゆえ、より高い企業理念や運営方針が求められなくてはならないにもかかわらず、現実にはそれとは逆に、消費者に選択の余地がないことをいいことに、好き放題が許されると思っているようです。それが残念ながら、現在の電力会社の実態です。

しかし、それを許しておいていいのでしょうか。

そこで、私たちは、あえて、その電力会社が高をくくっているその部分に刃を突きつけようと考えます。

電気がなくては生活が成り立たない。

そして、競合がないがゆえに、電力会社は、消費者の抗議など痛くもかゆくもないと思っている。

この状況の中で玄海4号を再稼働させたというのも、これだけ社会の批判を浴びているにもかかわらず、このまま、なし崩しでやっていこうというのが見え見えであります。

ですから、今こそ、私たちは、そのような電力会社の横暴にノーと言わなくてはなりません。

そのためには、電力会社とは、独占に乗っかってやりたい放題のことをやることが許されているわけではなく、まず、なによりも公益企業なのである、という事実を社会に突きつける必要があるのではないかでしょうか。

電気料金の不払い運動をしませんか？

具体的には、電気代を払うのをやめ、銀行の自動引き落としを解約しましょう。

けっして電気代を払いたくないわけではありません。

九州電力が、公益企業としての本質に立ち返り、透明で適切な運営が行われるのであれば、もちろん、喜んで、電気料金を払います。

しかし、現在のような、公益企業としての理念も責務も放棄し、透明な運営も拒否する九州電力を、私たちは、公益企業であると認めることはできません。また、そのような、透明さに欠ける企業が原発を稼動するというのでは、こわくてたまりません。

ですから、九州電力の運営の透明さが確保されるまで、私たちは電気料金を九州電力に支払うことを保留したいと思います。

皆で電気料金の支払いを保留することで、独善に満ちた九州電力と原子力安全保安委員会へ、電気事業とは何のためにあり、電気会社とは公益事業としてどうあるべきかという本質を問い合わせ、ひろくマスコミとともに、訴えていきたいと思います。

電気料金は、三ヶ月滞納しない限り止めることはできませんから、この運動が三ヶ月のうちに、大きな渦になれば、九州電力は、人々の怒りを実感することになるでしょう。

国もメディアも、公益事業とはなにかという問題を考えざるを得なくなるでしょう。

このタイミングでの、玄海原発4号機の再稼働。

電気が独占事業である限り、消費者はどうすることもできず、結局、泣き寝入りするしかないのだから、なにをやってもいいと思っていたら大間違いだということを、彼らに突きつけるべき時は、今しかないと思います。

銀行の口座引き落としを辞めて直接支払に切り替えるのには、難しくはありません。

1. 営業所に電話して、直接支払に切り替える。

このとき、「九州電力の方針に賛成できないので、支払を保留する」旨を伝えて、銀行引き落としを解約します。

2. 九州電力に対して、文書を送る。

〒810-8720

福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
株式会社九州電力
代表取締役社長 真部利應様

私は、現在の九州電力が、公益企業としての理念も責務も放棄し、透明な運営も拒否している状況を、公益企業であると認めることはできません。

御社が、公益企業としての本質に立ち返り、透明で適切な運営が行われるまで、電気料金の支払いを保留させていただきたいと存じます。

具体的には、

1. 九電は「やらせメール問題」の報告書に関して、枝野大臣からも「都合の良いところだけつまみ食いしている」と批判をされているにもかかわらず、なぜ、独自報告書で、第三者委員会の核心である、九州電力と佐賀県知事の不透明な関係について言及しないのか。
2. このように社会の批判を浴びている状態で、なぜ、玄海原発4号機の再稼働を強行するのか。このような状態で、きわめて大きな危険性を伴い、高度な問題解決能力と透明性を求められる原子力発電事業を行うということについて、社会の信用を得られているのか。
3. 九州電力は、公益企業の説明責任ということをどう考えているのか。

以上につきまして、納得のいく回答を求めます。

住所
氏名